

## 令和3年度第8期介護保険事業計画に係る介護保険サービス事業者の公募に係る質問への回答

＜質問受付期間：令和3年7月5日(月)～令和3年7月30日(金)＞

番号	応募事業名	質問項目	質問内容	回答内容
1	看護小規模多機能型居宅介護事業所	土地の登記簿謄本等について	建設予定地については、場所の用途はたてているものの、契約等には至っておらず、現段階では土地を所有していない状況です。予定地として書類は記載致しますが、この場合、本申請で求められる書類以外で必要となる資料はありますでしょうか。(契約書等)	用地において自己所有地が確保されていない場合は、応募に係る提出書類一覧の12「土地の登記簿謄本等」の内容欄をご参照ください。具体的には、土地取得の見込みが担保されていることを証明する書類(土地売買契約書、土地売買契約確約書)等、土地の確保が確実であることが確認できるものをご提出ください。
2	看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者の経歴書、計画作成担当者(介護支援専門員)経歴書について	計画上、本事業を行える場合の管理者、計画作成者は決まっておりますが、現時点では雇用契約を締結しておりません。この場合、本応募に係る書類を作成するにあたっては、雇用契約を行っていないものを予定者として記載してよろしいでしょうか。	管理者、計画作成担当者(介護支援専門員)については、現時点で就任予定の方を記載してください。雇用契約書については、本公募において選定された後、介護保険法に基づく事業者指定を行う際に、必要書類として提出していただきます。
3	看護小規模多機能型居宅介護事業所	指定事業の実施状況について	同一の介護サービスについて市外にも事業所が複数ある場合、指定年月日の記入は最も古い指定年月日でよろしいでしょうか。	指定年月日については、市内の事業所について記載してください。

番号	応募事業名	質問項目	質問内容	回答内容
4	看護小規模多機能型居宅介護事業所	指定事業の実施状況について	別府市内において運営実績がなく、市外では運営実績がある介護サービスについては、事業所の名称は記載せず、指定年月日および事業所個所数のみ記載する形でよろしいでしょうか。	市内における運営実績がない介護サービスについては、事業所の名称及び指定年月日については記載の必要はありません。市外の事業所の箇所数についてのみ記載してください。
5	看護小規模多機能型居宅介護事業所	法人監査等結果について	監督官庁からの実地指導結果については、別府市内の事業所における過去3年間の指摘事項および改善報告の提出でよろしいでしょうか。	市外の事業所も含めた法人が運営する介護保険事業所について、指導監督権者(都道府県または市町村)が行った実地指導及び監査における過去3年間の指摘事項及び改善報告について提出してください。
6	看護小規模多機能型居宅介護事業所	土地の登記簿謄本等について	土地購入をして施設建設を検討していますが、土地購入における詳細部分の詰めなど売買契約締結を8/12までに行う事が困難なため、不動産の売渡承諾書及び買付証明書(※)を土地所有者と事業者でそれぞれ発行する形にし、当該書面を公募書類に添付させて頂く形で宜しいでしょうか。 ※不動産の売買において、売却希望者と購入希望者が当該物件について双方売却・購入の意思があることをお互いに証明する書面(双方の記名押印有り)。	用地において自己所有地が確保されていない場合は、応募に係る提出書類一覧の12「土地の登記簿謄本等」の内容欄をご参照ください。具体的には、土地取得の見込みが担保されていることを証明する書類(土地売買契約書、土地売買契約確約書)等、土地の確保が確実であることが確認できるものをご提出ください。なお、ご質問に記載されているような書面で問題ありません。
7	看護小規模多機能型居宅介護事業所	建設会社選定の入札について(施設整備補助金を活用の場合)	建設会社を選定する入札につきまして、一般競争入札もしくは指定競争入札のどちらになりますでしょうか。	原則として一般競争入札によることとし、指名競争入札による場合は、市の例に準じてください。

番号	応募事業名	質問項目	質問内容	回答内容
8	看護小規模多機能型居宅介護事業所	建設会社選定の入札について(施設整備補助金を活用の場合)	入札にご参加頂ける建設会社の参加条件についての制限などあるのでしょうか。	地方自治法施行令第167条の4及び別府市契約事務規則等、関係法令に則した要件としてください。
9	看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業の実施方針等(施設・事業所の管理体制について)	(3)衛生管理及び感染症予防についてへの記入について、感染症や食中毒に対する具体的な予防策、発生した際の方策について記載とありますが、これは、対象者を利用者限定して記載してよろしいでしょうか。(職員への標準予防策や職員から発生した場合の方策は記載しない)	特に定めはありませんので、法人において現在取り組んでいる対策や、今後事業所を運営する際に考えている対策等でアピールできるものを自由に記載してください。
10	看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業の実施方針等(施設・事業所の管理体制について)	(3)衛生管理及び感染症予防についてへの記入について、感染症や食中毒に対する具体的な予防策、発生した際の方策について記載とありますが、感染症の範囲はどこまでを記載すればよろしいでしょうか。	特に定めはありませんが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた感染症を参考に、法人において現在取り組んでいる対策や、今後事業所を運営する際に考えている対策等でアピールできるものを自由に記載してください。
11	看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業の実施方針等(施設・事業所の管理体制について)	(3)衛生管理及び感染症予防についてへの記入について、感染症や食中毒に対する具体的な予防策、発生した際の方策について記載とありますが、感染症の発生は事業所内での発生を見込んでの記載で良いでしょうか、それとも利用者それぞれの居所等で発生したものを含めたものとした方が良いでしょう。	特に定めはありませんので、法人において現在取り組んでいる対策や、今後事業所を運営する際に考えている対策等でアピールできるものを自由に記載してください。